

## ◆◆豊橋善意銀行ひろば◆◆

I. 放送日 令和 8 年 1 月 23 日 (金) 放送分

## 今週の話題

- (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告
- (2) 第 21 回チャリティー芸能祭開催について
- (3) 令和 7 年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

## (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告

豊橋善意銀行寄付状況 [1 月 15 日 (木) ~1 月 21 日 (水) 分]

○お金の寄付は、合計 11 件 265,783 円

内訳

自由預託金	3 件	222,207 円
指定預託金(母子福祉のために、交通遺児へ、のんほいパークへ、福祉施設高校進学児奨学金へ)	4 件	13,600 円
チャリティーボックス募金	2 件	7,736 円
一般寄付金	2 件	22,240 円

今週の主な寄付は、匿名希望者から 200,000 円の寄付を頂きました。豊橋善意銀行では地元の福祉事業のために活用させて頂きます。

○品物の寄付は、楽器、食品、牛乳パック他合計 4 件ありました。

ご寄付頂きました日用品、食品などは希望する福祉施設にお届けし、牛乳パック、アルミ缶は本行で活用させて頂きます。

## (2) 第 21 回チャリティー芸能祭開催について

演芸ボランティアで実行委員会を作り実施している第 21 回チャリティー芸能祭を令和 8 年 2 月 28 日 (土) 午後 0 時 30 分から午後 3 時 30 分まで豊橋市公会堂で開催します。今回は 10 団体が日頃研鑽の芸を披露します。演芸内容は多彩で和太鼓演奏、舞踊、キッズダンス、二胡演奏、ゴスペル、津軽三味線、カホン演奏、ジャズ演奏、カラオケです。入場は無料になりますので、是非ご来場をお待ちしています。

## (3) 令和 7 年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

令和 7 年中に、豊橋善意銀行へ「維持会費」や「年末たすけあい活動」などへの寄付金をお寄せいただいた方は、税制面での優遇措置を受けることができます。この優遇措置を受けるには、確定申告を行っていただく必要がございますが、この際に、「受領書」と、豊橋善意銀行への寄付が、税額控除の対象となることを証明する「証明書の写し」が必要になります。

受領書は、ご寄付をいただく都度、発行しておりますが、銀行振り込みなどによりご寄付いただいた方で、まだお手元に受領書が届いていない方は、豊橋善意銀行までご連絡ください。

また、「証明書の写し」は、豊橋善意銀行ホームページからダウンロードし、印刷してご使用いただくか、豊橋善意銀行事務局までお越しいただければお渡しさせていただいております。

ご不明な点がございましたら、豊橋善意銀行事務局までお問い合わせいただくか、最寄りの税務署にご相談ください。